

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和3年6月2日

住 所 上川郡東神楽町東2線16号98番地

事業者名 旭川空港ビル(株)

代表者名 代表取締役社長 山下 裕久
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が管理する旭川空港旅客ターミナルビルは、2019年竣工の大規模増改築工事により、移動等円滑化基準に適合した施設となっているが、引き続き、高齢者及び障害者にも優しい空港を目指して、1スポット分のPBBを段差のないものへ更新を行う。（2025年度まで。予算等の理由で実施年度を見直す可能性あり。）

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	現在のところ、公共交通移動等円滑化基準を満たしているため、実施計画内容は特になし。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	現在のところ、公共交通移動等円滑化基準を満たしているため、実施計画内容は特になし。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
出発前、到着後の支援	空港内における事故を未然に防止するため、高齢者や障がい者のお持ちのお客様に対しても、引き続き積極的な声掛けや案内を実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの向上	2019年度に当社ホームページにてバリアフリー情報を掲載したところであるが、より高齢者・障がいをお持ちのお客様にも快適に空港をご利用いただけるよう、掲載内容のさらなる充実を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「バリアフリー整備ガイドライン」及び「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の理解促進	「バリアフリー整備ガイドライン」及び「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」の理解を促進させる

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページバリアフリー情報充実化の周知	ウェブアクセシビリティの向上としてホームページ上のバリアフリー情報を充実させているところであるが、その更新の旨についてもトップページやSNS等を活用して周知を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

館内設置のご意見箱等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

旭川空港ターミナルホームページ「お知らせ」に掲載
URL: <https://www.aapb.co.jp/category/news>

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

(2020年度実績)

住 所 上川郡東神楽町東2線16号98番地

事 業 者 名 旭川空港ビル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 山下 裕久
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	現在のところ、移動等円滑化基準を満たしているため、実施計画内容は特にごさいません。	特になし

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
出発前、到着後の支援	空港内における事故を未然に防止するため、高齢者や障がい者のお持ちのお客様に対しても、引き続き積極的な声掛けや案内を実施する	職員から積極的な声掛けや案内を実施した。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ウェブアクセシビリティの向上	2019年度に当社ホームページにてバリアフリー情報を掲載したところであるが、より高齢者・障がいをお持ちのお客様にも快適に空港をご利用いただけるよう、掲載内容のさらなる充実を図る。	ホームページに「お身体が不自由な方へ」項目を設け、館内のバリアフリー情報を集約した。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の理解促進	「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の理解を促進させる。	「交通事業者向けガイドライン」及び「交通事業者向け接遇研修モデルプログラム」の情報を展開した。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

館内設置のご意見箱にて利用者の意見を募りましたが、移動等円滑化の促進に係わる投函はなかった。
引き続きご意見を募り、移動等円滑化の促進を図る。

(3) 報告書の公表方法

旭川空港ターミナルホームページ「お知らせ」に掲載
URL: <https://www.aapb.co.jp/category/news>

(4) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(2021年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
旭川空港 旅客ターミナルビル 国内線	北海道 東神楽町	792 人	○	○	総数 4 旅客搭乗橋 設置数 (3)	○	○	○
旭川空港 旅客ターミナルビル 国際線	北海道 東神楽町	0	○	○	総数 3 旅客搭乗橋 設置数 (3)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計2ターミナル			2	2	総数 7 旅客搭乗橋 設置数 (6)	2	2	2

※旅客搭乗橋3基は、国内線と国際線で併用可能である為
重複して計上している。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	×
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第13号様式)

- 注 1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。